

審議結果速報

(令和6年10月10日)

# 陳情6年地域第25号

鳥取県議会

## 陳 情 審 議 結 果

令和6年9月定例会

## 陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-25 (R6.7.22)	地 域	書類受付時のチェック体制の強化について	不採択 (R6.10.10)

## ▶陳情事項

県に提出する申請に係る本人確認が必要な場合、それを適切に行うことを執行部に求めること。

## ▶所管委員長報告（R6.10.10本会議）会議録暫定版

行政手続において、申請者等が本人であることが当然の前提であり、県においては、申請者の利便や負担に配慮しつつ、不正の防止を図ることができるよう、所要の本人確認手続を整備していること。

また、本年9月2日付けで「行政手続における適確な本人確認の実施について」の通知を発出し、適確な本人確認手続を実施するよう周知徹底したところであること。

以上のことから、本件陳情について改めて措置を求めるまでもないという意見があり、「不採択」とすべきものと決定いたしました。

**▶陳情理由**

このたび、鳥取県中部総合事務所に、申請書類を提出した。すると、令和6年7月4日付けで、中部総合事務所で、当該申請に係る書類を閲覧できることになった旨、通知を受け取った。

そこで同月12日、その書類を持って総合事務所に行ったところ、担当者が、「もしかしたら、その申請をされたとき、本人確認にミスがあったかもしれない。もし大丈夫だったらいいのだけど、私も不安になってきた。」「住所の枝番の【一〇】がついていない状態で、本人確認をきちんとやった体裁にしまって、実は本人確認を法令に基づいて行っていなかったかもしれない。」と言われた。

結果、県は、電話で内部的に協議したところ、「・・・(住所表記)という住所に住んでいる証明の書類を出さないと、開示ができない。」「これまでの移動の履歴を出してほしい。」と、当日になって言われて、閲覧がかなわなかった。ご存知のように、私は、議会にも、この住所で文書を幾度となく出しているし、審査結果通知も、私の住所にきちんと到達している。この前は、陳情の提出期限が早くなりますよという通知文を受け取っている。

こうやって、本人確認をして、所属として「閲覧できます」と「組織としての決定」がされているのに、その用紙を持ってきたら、本人確認にミスがありました、閲覧できません、はあんまりでないだろうか。ちょっと、融通があまりにもきかないというか、県民目線から外れた、ロボットみたいな対応だと思うのである。

については、当初から、申請に係る本人確認が必要な場合、それを適切に行うことを執行部に求めていただきたく、陳情するものである。

**▶提出者**

足羽 佑太 (倉吉市)

## 現 状 と 県 の 取 組 状 況

地域社会振興部（県民課）

**【現 状】**

- 1 行政手続や民間取引（以下「行政手続等」という。）は、申請者や顧客（以下「申請者等」という。）が本人であることが当然の前提である。そこで、申請又は届出に基づいて行われる行政手続や、民間取引においては、架空名義や他人への成りすましによる不正な申請等を防止するために、「申請者若しくは届出者（以下「申請者」という。）又は顧客が本人であること」の確認（以下「本人確認」という。）が広く行われている。
- 2 次のとおり関係法令の改正が行われ、個人又は法人等を公証する制度の整備が推進されてきたところである。
  - ・平成12年10月 商業登記に基づく電子認証制度の開始
  - ・平成14年8月 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働開始
  - ・平成19年9月 自動車運転免許における本人確認手続の整備
  - ・平成20年5月 戸籍及び住民基本台帳における本人確認手続の整備
- 3 総務省行政評価局において、平成20年9月12日付総評評第116号で「行政手続等における本人確認に関する調査結果に基づく通知」がなされ、行政手続における本人確認は、次の2点が担保されなければならない旨を整理し、国の事務及び地方公共団体の法定受託事務について所要の措置を講ずることとされた。
  - ① 架空の人物でないこと（実在性）
    - ⇒ 戸籍又は住民票で公証されている「住所」及び「氏名」の組合せであること
  - ② 他人への成りすましでないこと（同一性）
    - ⇒ 当該申請を行った者が、①の公証をもって実在性が担保された者と同一であること
- 4 次のとおり関係法令の制定が行われ、行政手続における電子的な本人確認の手段の普及が推進されてきたところである。
  - ・平成15年2月 法律に基づく行政手続のオンライン化開始（オンライン本人確認手続の登場）
  - ・平成28年1月 個人番号（マイナンバー）の利用開始、法人番号の公表開始
- 5 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、平成31年2月25日付で「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」が決定され、公的個人認証等を中心に、行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法が整理された。

**【県の取組状況】**

- 1 県の自治事務についても、次のとおり関係法令の整備に伴い、申請や届出に基づいて行われる行政手続において、国の行政手続や民間取引に準じ、申請者の利便や負担に配慮しつつ、不正の防止を図ることができるよう、所要の本人確認手続を整備してきたところである。
  - ・平成6年10月施行 行政手続法（法律に基づく自治事務における本人確認手続の整備）
  - ・平成7年4月施行 鳥取県行政手続条例（条例に基づく自治事務における本人確認手続の整備）
  - ・平成16年10月施行 鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（条例事務のオンライン化に伴う本人確認手続の整備）
- 2 現在、知事部局では、行政手続における本人確認手続として、主に次に掲げるもののいずれかを用いている。

- ア 公的個人認証その他の電子署名の利用するもの
  - イ 本人確認書類の提示又は提出を求めるもの
  - ウ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報又は附票本人確認情報（住基ネット）を利用し、照合するもの
  - エ 法令に基づき公表されている法人等の基本3情報（国税庁法人番号公表サイト）を利用し、照合するもの
  - オ ウ及びエに掲げるものの外、本県が本人確認を実施するため法令に基づき整備する台帳情報を利用し、照合するもの
- 3 本県が所管する行政手続において、申請書に記載されていた申請者の住所が虚偽である事案が複数発覚したことを受け、県民課において、令和6年9月2日付けで「行政手続における適確な本人確認の実施について」の通知を発出し、上記2に掲げる手法による本人確認をいずれも実施しない申請や届出について、郵便の適切な利用等により、的確な本人確認手続を実施するよう周知徹底したところである。

[参考] 申請書に記載されていた申請者の住所が虚偽のものであった事例

- ① 申請者の住所として、人の住所となり得ない場所が記載されていたもの  
当該場所を地図で確認したところ、人が居住することができない施設等が所在する場所であることが判明した。
- ② 申請者の住所として、申請者が居住していない場所が記載されていたもの  
書面を郵送したところ、「あて所に尋ねあたりません」として郵便局から返戻があり、判明した。
- ③ 申請者の住所として、申請者の住民票の住所とは異なる場所が記載されていたもの  
申請書の受付時に窓口において本人確認書類の提示を受けた際に、申請書に「住所」として記載された地名地番と申請者が提示した本人確認書類に記載された「住所」の地名地番が極めて類似していたため、窓口担当者において誤認した。後日、同一手続中の別の場面で本人確認書類の再提示を要した際、本人確認書類と申請書の不一致が認知され、判明した。